

令和二年公正取引委員会規則第三号

課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七條の四第一項から第四項まで、第七條の五第一項、第二項及び第八項、第七條の六並びに第七十六條第一項並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和五十一年政令第三百十七号）第十一条第三項の規定に基づき、課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第七号）の全部を改正する規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この規則において使用する用語であつて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）以下「法」という。）において使用する用語と同一のものとは、これと同一の意義において用いるものとする。

（期間の計算）

第二条 期間の計算については、民法（明治二十九年法律第八十九号）の期間に関する規定に従う。

2 前項の規定にかかわらず、期間の計算においては、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。次項において同じ。）に当たたる日数は算入しない。

3 第一項の規定にかかわらず、期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日に関する法律第二条の規定を適用する。

（用語）

第三条 課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出の手續（法第七条の四及び第七条の五（これらの規定を法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の手續をいう。次項において同じ。）においては、日本語を用いる。

2 前項の規定にかかわらず、課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出の手續において公正取引委員会（以下「委員会」という。）に提出する資料が日本語で作成されていないものであるときは、当該資料に日本語の翻訳文を添えなければならない。

（調査開始日前の違反行為の概要についての報告）

第四条 法第七条の四第一項第一号又は第二項第一号から第四号まで（これらの規定を法第八条

の三において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する事実の報告及び資料の提出を行うとする者（当該違反行為に係る事件についての調査開始日（法第七条の四第一項第一号に規定する調査開始日をいう。）前に同条第四項（法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により共同して事実の報告及び資料の提出を行うとする者を含む。第六条第一項において同じ。）は、様式第一号による報告書を電子メールを利用して委員会があらかじめ指定した電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。第七条第二項及び第九条第一項第四号において同じ。）宛てに送信することにより委員会に提出しなければならない。

2 電子メールを利用して前項に規定する報告書が提出された場合は、委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該報告書が委員会に提出されたものとみなす。

（提出の順位及び提出期限の通知）

第五条 委員会は、前条第一項に規定する報告書を受領したときは、当該報告書を提出した者に対し、当該報告書の提出の順位並びに様式第二号による報告書による当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行うべき期限（次条第一項及び第二項並びに第十二条第一項において「提出期限」という。）を通知するものとする。

（調査開始日前の事実の報告及び資料の提出）

第六条 法第七条の四第一項第一号又は第二項第一号から第四号までに規定する事実の報告及び資料の提出を行うとする者は、提出期限までに、様式第二号による報告書及び資料を委員会に提出しなければならない。

2 前項の場合において、様式第二号の記載事項のうち同様式の「備考」に掲げる事項について口頭による報告をもつて当該事項に係る記載に代え、又は、同項の資料のうち口頭による陳述をもつて代えることができるものについて口頭による陳述をもつて当該資料の提出に代えることにつき、それを必要とする特段の事情があるとき、委員会が認めるときは、当該口頭による報告又は陳述をもつて当該事項に係る記載又は当該資料の提出に代えることができる。ただし、口頭による報告又は陳述を行うとする者が提出期限までに事務総局審査局管理企画課課徴金減

免管理官（以下「課徴金減免管理官」という。）に出現し当該口頭による報告又は陳述をした場合に限る。

3 前項の場合には、課徴金減免管理官は、当該口頭による報告又は陳述の内容について記録するものとする。

4 二以上の事業者が、法第七条の四第四項の規定により共同して事実の報告及び資料の提出を行うとする場合には、前二項による口頭による報告は、当該二以上の事業者が共同して選任した代理人又は当該二以上の事業者のうち第十条後段の規定により連絡先となる事業者がする口頭による報告をもつて行うものとする。

（調査開始日以後の事実の報告及び資料の提出）

第七条 法第七条の四第三項第一号又は第二号（これらの規定を法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する事実の報告及び資料の提出を行うとする者（当該違反行為に係る事件についての調査開始日（法第七条の四第三項の調査開始日をいう。次条において同じ。）以後に法第七条の四第四項の規定により共同して事実の報告及び資料の提出を行うとする者を含む。）は、次条に規定する期日までに、様式第三号による報告書及び資料を委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書は、電子メールを利用して委員会があらかじめ指定した電子メールアドレス宛てに送信することにより提出しなければならない。

3 前条第二項から第四項までの規定は第一項の場合において、第四条第二項の規定は前項の方法により報告書が提出される場合について準用する。この場合において、前条第二項中「提出期限までに」とあるのは「第八条に規定する期日までに」と読み替えるものとする。

（調査開始日以後の事実の報告及び資料の提出を行うべき期限）

第八条 法第七条の四第三項第一号又は第二号に規定する公正取引委員会規則で定める期日は、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から起算して二十日を経過した日とする。

（報告書及び資料の提出の方法）

第九条 第六条第一項に規定する報告書及び資料並びに第七条第一項に規定する資料を提出する場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの方法の併用により提出しなければならない。

一 課徴金減免管理官に直接持参する方法

二 課徴金減免管理官に書留郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務であつて当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達記録を行うもの又はこれらに準ずる方法により送付する方法

三 ファクシミリを利用して委員会があらかじめ指定したファクシミリの番号宛てに送信する方法

四 電子メールを利用して委員会があらかじめ指定した電子メールアドレス宛てに送信する方法

2 前項第三号の方法により報告書及び資料が提出された場合は、委員会が受信した時に、当該報告書及び資料が委員会に提出されたものとみなす。

3 第四条第二項の規定は、第一項第四号の方法により報告書及び資料が提出される場合に準用する。

（共同による事実の報告及び資料の提出）

第十条 法第七条の四第四項の規定により共同して事実の報告及び資料の提出を行うとする二以上の事業者は、様式第一号、様式第二号又は様式第三号による報告書を、いずれも連名で提出しなければならない。この場合においては、当該二以上の事業者は、当該事実の報告及び資料の提出に共同して代理人を選任している場合を除き、連絡先となる一の事業者を定めなければならない。

（事実の報告又は資料の提出の追加を求める書面の送達）

第十一条 委員会は、法第七条の四第六項の規定により当該違反行為に係る事実の報告又は資料の提出を追加して求めるときは、その旨を記載した書面を、第六条に規定する報告書及び資料を提出した者又は第七条に規定する報告書及び資料を提出した者に送達しなければならない。

（報告書及び資料の提出の順位等）

第十二条 提出期限までに第六条に規定する報告書及び資料を提出した者が二以上あるときは、これらの者が行った当該報告書及び資料の提出が法第七条の四第一項第一号又は第二項第一号から第三号までに規定する事実の報告及び資料

の提出のいずれに該当するかは、第四条第一項に規定する報告書の提出の先後により、これを定める。

2 第八条に規定する期日までに第七条に規定する報告書及び資料を提出した者が二以上あるときは、これらの者に対する法第七条の四第三項第一号の規定の適用の順序は、第七条第一項に規定する報告書の提出の先後により、これを定める。

(法第七条の四第五項の通知の送達)  
第十三条 委員会は、法第七条の四第五項（法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき通知する場合は、文書を送達して行わなければならない。

(協議の申出)  
第十四条 報告等事業者であつて、法第七条の五第一項（法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の協議の申出を行おうとする者は、法第七条の四第五項の規定による通知を受けた日（当該通知を受けた事業者が法人である場合において、当該事業者が法第七条の八第三項又は第四項に規定する事由により消滅したときは、当該事業者が当該通知を受けた日）から、同日から起算して十日を経過する日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの方法により、様式第四号による申出書を委員会に提出しなければならない。

- 一 直接持参する方法
  - 二 書留郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務であつて当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達記録を行うもの又はこれらに準ずる方法により送付する方法
  - 三 ファクシミリを利用して送信する方法
  - 四 電子メールを利用して送信する方法
- 2 第九条第二項の規定は、前項第三号の方法により申出書が提出される場合に準用する。
- 3 第四条第二項の規定は、第一項第四号の方法により申出書が提出される場合に準用する。
- (特定代理人の資格の証明等)  
第十五条 特定代理人の資格は、書面であることを証明しなければならない。
- 2 特定代理人がその資格を失つたときは、当該特定代理人を選任した報告等事業者は、速やかに、書面によりその旨を委員会に届け出なければならない。

に、書面によりその旨を委員会に届け出なければならない。

(協議における報告等事業者の説明の内容の記録)  
第十六条 委員会は、協議における報告等事業者の説明の内容を記録する場合にあっては、その内容について、当該報告等事業者に確認を求めらるものとする。

(事件の真相の解明に資する事項)  
第十七条 法第七条の五第一項に規定する事件の真相の解明に資するものとして公正取引委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 違反行為の対象となつた商品又は役務
  - 二 違反行為の態様
  - 三 違反行為の参加者
  - 四 違反行為の時期
  - 五 違反行為の実施状況
  - 六 前各号に掲げるもののほか違反行為に係る事項
  - 七 課徴金額の算定の基礎となる額
  - 八 課徴金額の算定率
- (法第七条の五第一項の合意等)  
第十八条 法第七条の五第一項の合意（同条第二項各号に掲げる行為をすることを内容とするものを含む。次条において「合意」という。）は、委員会が作成した正本及び副本のそれぞれに委員会及び報告等事業者（特定代理人を選任した場合にあっては、委員会並びに報告等事業者及び特定代理人）が署名又は記名押印をすることにより行うものとする。
- 2 前項において署名又は記名押印をした正本については委員会が、同項において署名又は記名押印をした副本については報告等事業者が、保管するものとする。
- (評価後割合の上限の割合の決定方法)  
第十九条 委員会は、評価後割合の上限の割合を合意において定める場合は、百分の五を単位として、特定割合に加算して得た割合が上限割合以下の割合となる割合を、報告等事業者に対し示すものとする。
- (二以上の子会社等による行為)  
第二十条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和五十二年政令第三百十七号）第十一条第三項の規定により共同して同令第十条第一項第一号及び第四号から第七号までに掲げる行為を行おうとする二以上の子会社等は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により行わなければならない。

一 文書により行う場合 連名で作成した文書による方法

二 口頭により行う場合 当該子会社等のうち一の子会社等が代表して行うことを証明する文書を示して行う方法

2 前項第一号に掲げる場合は、共同して代理人（特定代理人を含む。）を選任している場合を除き、連絡先となる一の子会社等を定めなければならない。

様式第1号

様式第1号（図録の大きさは、日本標準規格A4とする。）

課徴金の徴収に係る報告書

公正取引委員会 宛

〒

〒

〒

〒

〒

〒

〒

〒

〒

〒

〒

〒

〒

〒

〒

〒

〒

〒

〒

〒

〒

〒

〒

〒

〒

〒

〒

〒

〒

〒

〒

〒

〒

〒

印刷後の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の4第1号又は第5号第1号から第4号まで（これらの規定を同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する事項の履行を予められた旨を記載する。

なお、公正取引委員会から、下記の報告書を行った事業者を第三項に規定した旨に付した旨は、ありません。

記

〇 報告する違反行為の種類

1. 当該行為の種類	〇
2. 当該行為の態様	〇
3. 課徴金額 (課799額)	〇 (一) 〇 (二) 〇 (三) 〇 (四) 〇 (五) 〇 (六) 〇 (七) 〇 (八) 〇 (九) 〇 (十) 〇 (十一) 〇 (十二) 〇 (十三) 〇 (十四) 〇 (十五) 〇 (十六) 〇 (十七) 〇 (十八) 〇 (十九) 〇 (二十) 〇 (二十一) 〇 (二十二) 〇 (二十三) 〇 (二十四) 〇 (二十五) 〇 (二十六) 〇 (二十七) 〇 (二十八) 〇 (二十九) 〇 (三十) 〇 (三十一) 〇 (三十二) 〇 (三十三) 〇 (三十四) 〇 (三十五) 〇 (三十六) 〇 (三十七) 〇 (三十八) 〇 (三十九) 〇 (四十) 〇 (四十一) 〇 (四十二) 〇 (四十三) 〇 (四十四) 〇 (四十五) 〇 (四十六) 〇 (四十七) 〇 (四十八) 〇 (四十九) 〇 (五十) 〇 (五十一) 〇 (五十二) 〇 (五十三) 〇 (五十四) 〇 (五十五) 〇 (五十六) 〇 (五十七) 〇 (五十八) 〇 (五十九) 〇 (六十) 〇 (六十一) 〇 (六十二) 〇 (六十三) 〇 (六十四) 〇 (六十五) 〇 (六十六) 〇 (六十七) 〇 (六十八) 〇 (六十九) 〇 (七十) 〇 (七十一) 〇 (七十二) 〇 (七十三) 〇 (七十四) 〇 (七十五) 〇 (七十六) 〇 (七十七) 〇 (七十八) 〇 (七十九) 〇 (八十) 〇 (八十一) 〇 (八十二) 〇 (八十三) 〇 (八十四) 〇 (八十五) 〇 (八十六) 〇 (八十七) 〇 (八十八) 〇 (八十九) 〇 (九十) 〇 (九十一) 〇 (九十二) 〇 (九十三) 〇 (九十四) 〇 (九十五) 〇 (九十六) 〇 (九十七) 〇 (九十八) 〇 (九十九) 〇 (百)

記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各欄目に記す。）

- 権利不承継行為の概要
  - ① 当該行為が権利不承継行為となつた理由又は原因について、その趣旨が分かるよう具体的に記載すること。
- ② 当該行為の態様
  - (1) 当該行為の態様（譲渡の相手方、入札価格、市場価格等）を以下の欄に記載すること。
  - (2) 例示
    - ア 当該行為が譲渡引上げコールである場合は、コール参加者、譲渡価格、譲渡引上げ相場、引上げ額
    - イ 当該行為が入札競合である場合は、入札参加者数、得点となる物件の順位等の分かるよう、以下の欄に記載すること。
    - なお、当該行為が市場取引を前提としている場合は、当該市場の名称及び取引の内容について、以下の欄に記載すること。
- ③ 開始時期（終了時期）
  - (1) 当該行為に係る取引をした時期を記載すること。当該行為を開始した時期（開始日）の場合は、当該行為が行つたことと同時期を指すこと。最も近い時期を記載し、「前」とも記すこと。
  - (2) 譲渡者が当該行為を拒否している場合は、拒否時期を（ ）内に記載すること。
  - (3) 本報告書提出（本報告書の提出予定時刻）を記すこと。以下同。）で開始した場合は、報告書提出時刻を当該終了時刻とみなすこと。報告書提出時刻は終了時刻を記載すること。

備考

1 私の取引の停止及び公正取引の確保に関する法律第7条の4第4項（同法第8条の3において同項と同等の意味を有し、以下同じ。）又は同項の停止及び公正取引の確保に関する法律第7条の4第5項の規定により行われ、譲渡行為に係る報告書の提出が義務付けられる場合は、譲渡行為の開始及び終了の時刻を、譲渡行為の開始及び終了の時刻とみなすこと。

2 譲渡行為の停止に関する事項を記載すること。また、譲渡行為の停止に関する事項を記載する場合は、譲渡行為の停止の時刻を（ ）内に記載すること。

3 譲渡行為の停止に関する事項を記載すること。また、譲渡行為の停止に関する事項を記載する場合は、譲渡行為の停止の時刻を（ ）内に記載すること。

4 譲渡行為の停止に関する事項を記載すること。また、譲渡行為の停止に関する事項を記載する場合は、譲渡行為の停止の時刻を（ ）内に記載すること。

5 譲渡行為の停止に関する事項を記載すること。また、譲渡行為の停止に関する事項を記載する場合は、譲渡行為の停止の時刻を（ ）内に記載すること。

○ 本報告書の提出
 

- 1 本報告書の提出は、譲渡行為の開始後、かつ、譲渡行為の終了後に行われなければならない。
- 2 本報告書の提出は、譲渡行為の開始後、かつ、譲渡行為の終了後に行われなければならない。
- 3 本報告書の提出は、譲渡行為の開始後、かつ、譲渡行為の終了後に行われなければならない。
- 4 本報告書の提出は、譲渡行為の開始後、かつ、譲渡行為の終了後に行われなければならない。
- 5 本報告書の提出は、譲渡行為の開始後、かつ、譲渡行為の終了後に行われなければならない。

様式第2号（情報の大さき：日本縦書き用紙A4とす。）

譲渡行為の停止に関する報告書

年 月 日

公正取引委員会 宛

氏名又は名称  
住所又は所在地  
法人番号  
代表者の役職名及び氏名

連絡先電話番号  
住所又は所在地（郵便番号）  
代表者の役職名及び氏名  
電話番号  
電子メールアドレス

私の取引の停止及び公正取引の確保に関する法律第7条の4第1号又は第2項第1号の4第1項第1号又は第2項第1号の規定により行われ、譲渡行為に係る報告書の提出が義務付けられる場合は、譲渡行為の開始及び終了の時刻を、譲渡行為の開始及び終了の時刻とみなすこと。

○ 権利不承継行為の概要

(1) 当該行為の態様となつた理由又は原因	
(2) 当該行為の態様	
(3) 開始時期（終了時期）	年 月 日（～ 年 月 日まで）

2 譲渡者（譲渡行為の相手方）について当該取引に際して当該譲渡者の役職名

譲渡者名	現在の役職名及び譲渡する部署	譲渡していた当時の役職名及び所属していた部署（当該役員に就いた時期）	氏名

3 譲渡行為が行われた当事者（譲渡行為の相手方）について当該譲渡者の役職名

譲渡者名	現在の役職名及び譲渡する部署	譲渡していた当時の役職名及び所属していた部署（当該役員に就いた時期）	氏名

4 その他参考となるべき事項

5 参考資料

私の資料を提出します。

資料名	資料の提供先	資料の提供時期（提供）	備考





様式第4号（同様の大きさには、日本証券業協会A4とします。）

譲渡の申込書  
 申 請 日  
 公正取引委員会 宛  
 氏名又は名称  
 住所又は所在地  
 法人番号  
 代表者の氏名及び氏名  
 連絡先電話番号  
 住所又は所在地（郵便番号）  
 担当者の氏名及び氏名  
 電話番号  
 エレクトロニックアドレス

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の第5項（同法第8条の3において読み替えて適用する場合は含む。）の規定により同法各号に掲げる行為について監視を受けることとなります。

附 則

この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四十五号）の施行の日（令和二年十二月二十五日）から施行する。

附 則（令和二年二月二十五日公正取引委員会規則第七号）

この規則は、令和二年十二月二十五日から施行する。